

保護者のみなさまへ

令和3年6月7日

天理市教育委員会

### 児童生徒等に対するマスク着用への配慮について

新型コロナウイルス感染予防として、マスクの着用は感染拡大を防止するために有効な手段です。文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28Ver.6）」では、学校教育活動においては児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分にとれないときはマスクを着用すべきと記載されています。

一方、児童生徒等の体調や体の特性への配慮が必要な場合、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合、人と人との距離が確保されている状況での活動等に応じて、適宜マスクを外すことも必要です。

また、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、感染リスクを避けるために、児童生徒等の間隔を十分に確保するなど活動を工夫して実施します。

つきましては、安全確保を最優先に身体的距離が十分とれない場面（教室等）でのマスク着用と併せて、気候の状況等により熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合や児童生徒等の実態や活動状況に応じてマスクを外す配慮も行いますので御理解の程よろしくお願ひします。